

国土交通省

道企第641号

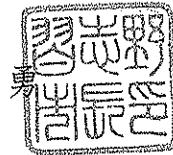
19.5.31

都 計 第 24 号

平成 19 年 5 月 7 日

国土交通省道路局長 様

習志野市長 荒木



中期的な計画の作成にあたっての意見の提出について(回答)

日頃より、本市のまちづくりに対しましてご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、平成 19 年 4 月 2 日付け国道企第 114 号にて依頼のありましたこのことについて下記のとおり回答いたします。

記

1 重点化を進める上で特に優先度の高い政策

- (1) 身近な日常生活道路の移動性の向上及び災害時等に必要となる避難路、救援路としての道路の整備に関すること。
- (2) 自動車交通流を阻害することなく、安全で利便性の高い横断が可能な歩道橋の設置及び道路施設としての維持管理。
- (3) 道路利用者の安全性・利便性の向上として、バリアフリー化、無電柱化等の推進。
- (4) 地球環境を保全していくための環境対策

2 効率化を徹底的に進める上で重視すべきこと

- (1) 各関係機関との連携(情報の共有、意思決定後の周知)を高度情報化時代に対応した形で行う方法の策定。

3 その他、道路政策や道路の整備・管理全般に関する意見

(1) 本市における具体的対策について

本市道路政策で優先度が高いものとして、本市に有する国道の安全対策について、国土交通省をはじめとして関係機関に以下の事項を要望しているところであります。

イ 国道 357 号若松交差点における歩行者・自転車利用者等に対する安全対策として、歩道橋及びバリアフリーを考慮したエレベーターの設置。

ロ 同香澄交差点における歩行者・自転車利用者等に対する安全対策として、歩道橋のバリアフリーを考慮したエレベーターの設置。